特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第114号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成23年２月３日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成23年２月22日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

１、承認番号　第Ｄ117号
２、名称　株式会社デジアイズ
３、住所　岩手県奥州市前沢区字高畑31番地
４、特定計量器の種類　非自動はかり

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成23年２月22日　東京都教育委員会

1　失効した免許状
　氏名　池田　研次
　本籍地　東京都
　生年月日　昭和26年２月13日
　免許状の種類、教科及び番号
　⑴　幼稚園教諭二種免許状
　　昭51幼２第1365号
　⑵　小学校教諭二種免許状
　　昭51小２第776号
　授与年月日　昭和52年３月19日
　授与権者　千葉県教育委員会
　⑶　小学校教諭一種免許状
　　平４小１第165号
　授与年月日　平成４年９月16日
　授与権者　東京都教育委員会
2　失効年月日　平成22年３月29日
3　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当
1　失効した免許状
　氏名　増田　雄一
　本籍地　千葉県
　生年月日　昭和31年７月12日
　免許状の種類、教科及び番号
　⑴　中学校教諭一種免許状　社会
　　昭55中１第27095号
　⑵　高等学校教諭一種免許状　社会
　　昭55高１第28698号
　授与年月日　昭和55年３月31日
　授与権者　東京都教育委員会
　⑶　養護学校教諭二種免許状
　　平16養学二第145号
　授与年月日　平成16年７月１日
　授与権者　東京都教育委員会
2　失効年月日　平成22年６月29日
3　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当
1　失効した免許状
　氏名　上田　覚
　本籍地　岡山県
　生年月日　昭和50年１月15日
　免許状の種類、教科及び番号
　⑴　中学校教諭一種免許状　社会
　　平９中１第４号
　授与年月日　平成９年４月１日
　授与権者　岡山県教育委員会
　⑵　高等学校教諭一種免許状　地理歴史
　　平10高１第13号
　授与年月日　平成10年10月１日
　授与権者　岡山県教育委員会
　⑶　高等学校教諭一種免許状　公民
　　平９高１第７号
　授与年月日　平成９年10月１日
　授与権者　岡山県教育委員会
　⑷　中学校教諭専修免許状　社会
　　平11中専第１号
　⑸　高等学校教諭専修免許状　地理歴史
　　平11高専第３号
　⑹　高等学校教諭専修免許状　公民
　　平11高専第４号
　授与年月日　平成11年４月１日
　授与権者　岡山県教育委員会
2　失効年月日　平成22年６月29日
3　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当
1　失効した免許状
　氏名　小久保敬史
　本籍地　愛知県
　生年月日　昭和36年５月26日
　免許状の種類、教科及び番号
　⑴　小学校教諭一種免許状
　　昭59小１第921号
　授与年月日　昭和59年３月31日
　授与権者　東京都教育委員会
2　失効年月日　平成22年12月20日
3　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第３号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40～50歳位の男性、身長181㎝、肥満型、紺色パーカー、黒色Ｔシャツ、青色ジーパン、黒色パンツ、白色靴下、白色運動靴（ＡＩＲＷＡＬＫ・27.5㎝）

上記の者は、平成22年12月13日東京都大田区城南島三丁目２番１号海上において発見されました。死亡日は平成22年12月８日頃と推定されます。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当区福祉部福祉管理課まで申し出てください。

平成23年２月22日

東京都　大田区長　松原　忠義

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長約164㎝位の男性、着衣は黒色ジャンパー、黒色ベスト、茶色セーター、紺色長袖シャツ、灰色作業ズボン、カーキ色靴下、黒色靴等、所持金品は現金10,130円、黒色財布、黒色小銭入れ、腕時計、鍵、水色ハンカチ、眼鏡２個他

上記の者は、平成23年１月26日、千葉県銚子市犬吠崎10293番地暁雛館の南方約40ｍの海岸テトラポット上で死亡しているのが発見されました。死亡年月日は平成23年１月24日頃、死因は不詳。身元不明のため遺体は当市において火葬に付し、遺骨を保管してあります。心当たりの方は、当市民生部社会福祉課まで申し出てください。

平成23年２月22日

千葉県　銚子市長　野平　匡邦

法人解散命令公告

財団法人仙台市乗馬協会（主たる事務所の所在地、仙台市若林区井土字砂崩１番地）は、正当の理由なく引き続き３年以上事業を行っていないので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第96条第２項後段の規定により、解散を命ずる。

平成23年２月22日

宮城県教育委員会　教育長　小林　伸一

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県教育委員会に対して審査請求をすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

会社その他公告

解散公告

当社は、平成二十三年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

福島県二本松市郭内一丁目一九五番地の七
有限会社阿曽
清算人　阿曽　美裕

解散公告

当社は、平成二十二年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

福島県いわき市椚田町横町一七番地
有限会社あかつ印刷所
清算人　赤津　仁元

解散公告

当社は、平成二十三年二月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二十二日

千葉県市原市五井中央西一丁目二三番地三
有限会社田中屋造花店
代表清算人　田中　俊之